

米子工業高等専門学校で使用する電気

仕 様 書

令和5年2月

米子工業高等専門学校

1. 予定数量 別紙1「物品の特性等」のとおり

2. 契約電力 別紙1「物品の特性等」のとおり

3. 受電場所

米子工業高等専門学校

※詳細は、別紙1「物品の特性等」のとおり

4. 納入期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

5. 物品の仕様等

(1) 物品の仕様は、別紙1「物品の特性等」のとおりとする。

(2) その他不明な点は係員の指示に従うこと。

6. 契約形態

本契約の契約形態は、単価による物品供給契約とする。

7. 物品の検査

物品の検査は、検針により行うものとする。

8. 費用の負担

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置（計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む）の設置、取り替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。

ただし、設置場所は受電場所の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

9. 検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

10. 代金の算定期間

代金の算定期間は、1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）ごとに、その使用電力量により行う。なお、毎月初めに算出した使用電力量等を、別紙1「物品の特性等」に示す担当係へ送付するものとする。

11. 力率

ア 供給者は、契約期間において、その1月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

12. 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

13. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

14. 料金制度

料金制度は、次のとおりとする。

支払金額＝基本料金＋電力量料金－受注者固有の割引額

①基本料金＝契約電力×基本料金単価×力率割引（又は力率割増）

②電力量料金＝当該月の使用電力量×当該月の電力量料金単価

※ただし、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の設定がある場合は、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を加算

③受注者固有の割引額＝受注者の定める計算方式

（上記の各単価には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。）

15. 代金の支払い

（1）代金は、月1回支払うものとし、供給者は検針により得られた数量に契約単価を乗じて得られた金額の請求書を、別紙1「物品の特性等」に示す担当係へ送付するものとする。

（2）代金は、供給者の請求書を受理した日の属する月の翌月の末日までに、担当係から支払うものとする。

16. その他

（1）力率の保持のため自動力率調整装置若しくは進相コンデンサーを設置しており、契約期間中は力率100%を保持する予定。

（2）フリッカ発生器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

（3）各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費

調整及び電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める電気契約要綱等によるものとする。なお、入札価格の算定にあたっては力率100%、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

(4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ① 契約電力及び最大需要電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
- ② 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
- ③ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てること。
- ④ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てること。

物品の特性等

1. 概要

(1) 受電場所等, 請求書送付先

①	担当係	総務課契約係 (鳥取県米子市彦名町 4448)
②	受電場所等	
	住所	鳥取県米子市彦名町 4448
	契約種別	業務用電力
	契約電力種別	協議制
	蓄熱式負荷設備	無
	自動検針装置	有
	常用発電装置	無

(2) 蓄熱負荷設備一覧

なし

(3) 用途 高等専門学校 (教育・研究) に伴う電力

2. 仕様

- (1) 供給電気方式, 供給電圧, 計量電圧, 標準周波数, 受電方式, 発電設備等
 ・供給方式 交流 3 相 3 線式

- ・標準電圧 6,000ボルト
- ・計量電圧 6,000ボルト
- ・標準周波数 60ヘルツ
- ・受電方式 1回線受電

(2) 契約電力

	750kW

※ただし、契約電力が500kW未満の需要場所については、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする。

- (3) 予定使用電力量, 最大需要電力, 力率等・・・【参考資料1】のとおり
- (4) 納入期間 令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
- (5) 需給地点 各施設の電気設備と電力供給者の供給設備の接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点 需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点 需給地点に同じ

【米子工業高等専門学校で使用する電気】

年間季節別予定使用電力量

法人名	受電場所	従量料金区分	R5年度(kWh)											合計	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
米子工業高等専門学校		夏季				225,619	166,130	134,209							525,958
		その他季	136,381	124,477	163,138				159,689	160,019	202,670	226,603	207,686	119,942	1,500,605
		合計	136,381	124,477	163,138	225,619	166,130	134,209	159,689	160,019	202,670	226,603	207,686	119,942	2,026,563

・年間季節別予定使用量はR3年度実績

・「夏季」とは7月1日から9月30日までの期間をいう。「その他季」とは「夏季」以外の期間をいう。

・従量料金区分は参考のため記載しているが、入札価格の算定にあたっては、上記の区分にとられず、他の区分を設定してもよいものとする。

